

---

件名： 第3回食品トレーサビリティシステム第三者認証検討委員会  
日時： 平成19年3月6日（火）13:30～16:00  
場所： 品川インターシティ 第3会議室

---

## 1. 開会

## 2. 出席者紹介（略）

## 3. 審議

（1）「トレーサビリティ」表示の考え方、（2）認証機関の要件について  
事務局：資料1「『トレーサビリティ』表示について（案）」を説明。

### ◆認証機関の信頼性と認定機関の必要性

農水省：今回は認定機関による認定までは求めない。

委員 A・B・C：認証するなら認証機関に客観性を持たせることが必要だ。

委員 D：究極的には認証機関を認定する認定機関があることが望ましい。しかし認定機関ができるまでの間は不完全であっても指針が必要だ。

農水省：第三者認証の検討についての予算は平成19年度も継続されるので、必要があれば迅速に対応、検討していきたい。

委員 E：実際に行なわれている認証の体制をある程度活用していくことも必要ではないか。

### ◆認証機関の要員

委員 F：製品を差別化する方向に向かっている。要員について全く議論されていないのに認証制度をやることは出来るのか。

委員 D：認証制度は決して差別化ではなく、認証機関がチェックすることにより事業者のレベルアップが図られる。仕組みに基づいて要員が育成されていくことを期待している。

### ◆トレーサビリティの認証制度のあり方

委員 C：認証制度ができたからには、いずれ認定機関の認定を受けるという決まりが必要だ。

委員 G：事業者点検や第三者認証では、一定程度の同じ目線で見られる基準が無いケースが多い。消費者が混同しないよう、具体的に示した方が良いのではないか。

委員 H：現段階としてはトレーサビリティの認知度を上げ、認証制度の基礎をまず作り、乱立してきた時に厳しくできれば良いのではないか。

委員 D：ものという製品を認証するのか、トレーサビリティが確保できている状態をサービスあるいは製品として認証するのか、整理した方が良い。

委員 I：最終製品にトレーサビリティをやっていることを載せるなら、チェーントレーサビリティが前提にならないと上手くいかない。認証の為にはこういう知識が必要だと言う事を明らかにし、認定機関を作る必要がある。

### ◆認証機関の要件等

委員 J：一定の基準は必要だが、最初から認定機関を作るのはコストもかかるので、これを普及してから進めた方が良い。

委員 K：JAS の認定機関がトレーサビリティの認証をするのが現実的だ。

委員 D：認証のポイントをご理解いただく為に「要件」やガイドラインを通してトレーサビリティそのものについて認識を得ていただき要員の資格の1つとして考えて欲しい。

委員 C：認証制度を作るのであれば、第三者の目にも耐えられるような認証機関でなかったら無意味だ。

#### ◆ “「トレーサビリティ」表示について”

委員 B：「消費者はどの段階まで遡れるのか、消費者が生産等の履歴情報にアクセスできるか等も説明することが望ましい」という表現では、何を信頼して良いのか分からない。

委員 D：要するにトレーサビリティをしている範囲を明示することが必要だと言っている。

途中段階までしか出来ていない場合は、その先には表示は出さないし、貼らない。

委員 F：だったら付けなくても良いのではないかという気がする。

委員 G：マークはつけなくても販売先へアピールしたい気持ちもあるから意味が無いわけではない。

委員 D：「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」を参照することが望ましいというような文章が必要ではないか。

委員 L：農林水産省でも来年度も予算を講じたいということなので、始めてみて認証機関の問題点を洗い出し、認定機関なり委員会なりを作る方が良いのではないかと思う。

委員 B：消費者に誤解を与えることや被害を与えることが起きては困る。この文章については委員会のメンバーの中でも捉え方に差があるので、全部つながったら消費者に対して表示できることをはっきりして欲しい。

事務局：生産段階からその製品に表示する段階まではトレーサビリティ出来ていることを基本にするが、既に表示されている方々もいるので、その範囲で出来ていない場合にはできている範囲を表示の記号に書くことも認めた方が良いのではないかと思う。

「生産段階から表示をするまでの段階で遡及と追跡が出来る事が基本である。」と加筆したい。ただ、消費者がそれで誤認しないかどうか。

委員 D：消費者が買う製品にわざわざ生産段階しかトレースが出来ていないことを書くのはやはりおかしい。

#### ◆ “消費者” に対する表示について

委員 E：消費者に伝える場合には、全てつながっていないと念を押せばと良い。

委員 I・H・D：賛成。

委員 D：消費者だけを視点にする表現はさしあたり避けて、消費者に対して示す場合には川上全部でトレーサビリティが出来ていなければいけない、と記載してはどうか。

委員 B：いや、やはりトレーサビリティはつながっているものだとすることにこだわる。

事務局：そもそもこの文書の意図として、趣旨では消費者と取引先を対象としている。

委員 G：牛肉の例では、産地、加工、小売店の3段階の認証が全て出来て初めて消費者に表示ができる。範囲を決めないと現状にマッチしない。

事務局：表示は消費者だけに対するものではなく、取引先に対するものでもあることなので、消費者のほかに取引先、販売先など事業者を意味する言葉を加筆する。

委員 C：優良誤認をしないように消費者に対する表示の注意点をまとめる方法もある。

委員 E：消費者への表示と一般的な表示を分けた方が良い。また web は両方が見るので、別枠にして欲しい。

#### ◆流通段階のトレーサビリティ

委員 C：出荷した先の卸が誰に売ったかまでは把握するのは難しい。

農水省：加工品の場合は良いが、生鮮品の場合やアイスクリームや牛乳などの場合、一定の流通のトレーサビリティが必要だ。

委員 D：生鮮食品の場合、小売段階での受入、バックヤードでの保管状態が、製品の品質に大きく影響する事がある。

委員 H：それをやるのは流通 JAS ではないか。

#### ◆小売段階の認証について

委員 E：もう少し工夫して客観的な要素を入れることで引き上げられるような認証システムにすればクリアできるのではないか。

委員 D：小売製品に表示をする場合、小売製品まで仕組みできているのが当然であり、小売段階の認証をすれば、無駄が無いと思う。

委員 H：パックされたジュースや加工食品、全部一色単にやるのは無理だ。

委員 G：小売認証は重要だし実際にやっていることもあるが、現実論ではコンシューマー品を作るところまでが認証になると思う。

委員 E：「段階」という言葉が何を指しているか分からない。

委員 K：「トレーサビリティの管理の段階」は「トレーサビリティ管理の対象範囲」か「トレーサビリティ管理の範囲」にした方がわかりやすいかもしれない。

#### ◆まとめ

委員 D：今回の文書は整理していくことを念頭において、あまり層が出来る書き方をせずに、最大公倍数の範囲で書けるものにしていただければ良いと思う。

委員 L：個々の色々なケースを積み重ねていながらトレーサビリティの仕組みを作らなければいけないから、包括的な形にしたい。

事務局：どの段階で出来ていたら、どこからどこまでと言わずに表示できるかという議論については、農水省と相談して、品目によって違うという言葉も入れつつ、最大公倍数を考えさせてほしい。トレーサビリティの広報や普及、認証機関の要員についての議論は、結論ではなくこういう意見が出たという論点を整理して報告書にまとめさせていただく。そして来年度に引き継ぎさせていただきたい。

### (3)「食品トレーサビリティシステムの要件」一部修正について

事務局：資料3「トレーサビリティシステムの要件」一部修正案を説明。

<決定事項>

- ・「手引き」改訂に伴い、「トレーサビリティシステムの要件」の解説を一部修正する。
- ・「手引き」と「要件」をセットで印刷して、配布する。

## 4. 閉会

以上